

平成19年度 少子高齢化等対応中小商業活性化事業募集要領(一次)

[少子高齢化等対応中小商業活性化施設整備事業費補助金]

[少子高齢化等対応中小商業活性化支援事業費補助金]

平成19年2月

中小企業庁商業課

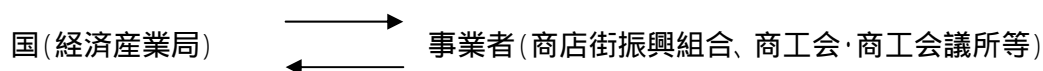
1. 支援制度の目的

我が国は人口減少社会を迎え、少子化・高齢化が急速に進展しており、地域経済活動の縮小が懸念される中、地域経済の活力を維持していくためには、新規投資に限らず、限られた資源を効率的に活用していくことが必要であり、既存ストックである商店街等の活性化を図ることが最も効果的です。

また、商店街等では、商業機能のみならず、生活の場、コミュニティ形成の場などとしての果たすべき社会的・公共的役割がますます重要となっています。

こうしたことから、商店街振興組合等が行う中小商業の活性化の取組みで、少子化、高齢化、環境保全、安全・安心・防犯・防災等の国家政策的課題と調和した事業を国が直接支援することで、商業基盤施設等の個別事業のみならず、地域における商店街等の果たすべき社会的、公共的役割等の向上を促進し、少子化、高齢化などの課題に対応していくことを目的として、今年度より実施しているものです。

2. 補助スキーム



[補助率] 国1/2

[補助額] 上限:5億円

下限:100万円(補助対象事業費で200万円以上)

[補助事業者] 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会
商工会又は商工会連合会
商工会議所
商店街組合又は商工組合連合会
共同出資会社
特定会社
第三セクター

ハード整備事業に関しては、整備する施設によって対象となる補助事業者が異なります。

ソフト事業については、特定非営利活動法人、社会福祉法人も対象となります。

また、以下のいずれかに該当するものは、本事業の補助対象とはなりません。

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条第10項に規定する認定中心市街地活性化基本計画に定められた中心市街地において実施する事業

平成19年度の「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金」の対象として採択された事業又は年度内に同補助金への応募を予定している事業の実施場所となる中心市街地内で行う事業

3. 補助対象事業について

補助対象事業は、商店街等における中小商業の活性化を図るとともに、少子化、高齢化、安心・安全(防犯・防災)、環境・リサイクル、創業・ベンチャー、商業苗床機能、地域資源を活用したブランドの創出のいずれかに対応した事業とします。事業としては、施設整備事業(ハード整備事業)と活性化支援事業(ソフト事業)に分かれます。

また、当該事業が、市町村等の条例、総合計画、行動計画との整合性が図られていること、市町村等が実施する事業との連携が図られていることを要件とします。

(1) 施設整備事業(ハード整備事業)

中小小売商業振興法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の認定を受けた計画に基づき整備される施設(コミュニティホールの建設など)

[少子高齢化等対応中小商業活性化施設整備事業費補助金の対象施設]

- ・ 教養文化施設(多目的ホール、展示場、児童遊戯施設等)
- ・ スポーツ施設
- ・ アーケード
- ・ カラー舗装
- ・ インキュベーター施設

[少子高齢化等対応中小商業活性化支援事業費補助金の対象施設]

- ・ イベント広場、公園、緑地、公衆便所等一般公衆利便施設
- ・ 電子計算機及び共同利用のための関連機器設備等
- ・ 店舗(テナントミックスに資するもの)
- ・ ファサード整備

商店街・商業集積を取り巻く様々な社会問題に対応することにより商店街・商業集積の活性化を図るための事業(バリアフリー、環境リサイクル、防犯対応設備等)

参考：対象施設の例

[少子化] 保育サービス施設、児童遊戯施設

[高齢化] 高齢者交流施設(コミュニティホール等)、バリアフリー型カラー舗装

[安全・安心(防犯・防災)] 防犯カメラ

[環境・リサイクル] 共同リサイクルシステム、省エネ型アーケード

[創業・ベンチャー、商業苗床、地域資源を活用したブランドの創出] インキュベーション施設等

(2) 活性化支援事業(ソフト事業)

商店街等活性化支援

商店街振興組合又は特定非営利活動法人等が行う、コンセンサス形成事業、福祉・コミュニティビジネス事業、情報提供事業、共通駐車券システム事業等の実施により、商店街等の活性化を図る事業

空き店舗活用支援

商店街振興組合、特定非営利活動法人、社会福祉法人等が商店街等の空き店舗等を活用して行う、チャレンジショップ事業、保育サービス施設や高齢者の交流施設、I・Uターン志向者や離職者等向けの起業・就業支援施設等のコミュニティ施設を設置・運営する事業

経営革新支援

商店街組合等が行う、製造業者・卸売業者・小売業者の連携による生産性の向上を図る事業や、業種・業態を融合した新たな商形態を開発することによる、新たな需要の創出・拡大を図ることを目的とする事業

なお、少子高齢化等対応中小商業活性化施設整備費補助金により整備した施設を利用し、その施設を整備した者が、商店街・商業集積の活性化を図るためのソフト事業を行う事業も対象とします。

4. 補助対象となる経費

(1) 施設整備事業(ハード整備事業)

施設等の建設又は取得に要する費用(施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く。)

(2) 活性化支援事業(ソフト事業)

委員会経費

・事業実施にあたり委員会等を開催する経費(謝金、旅費、会議費等)

事業実施にかかる経費

・空き店舗の賃借料(店舗等の取得費は対象外)

・空き店舗の改装費(必要最低限のもの)

・運営委託費、アルバイト等の雑役務費

・広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、印刷製本費 等

5. 募集方法

(1) 補助要望調書提出について

事業者は、要望書の提出に際しては、市町村の商業振興担当課に要望書を提出してください。要望書の提出を受けた市町村は、「(別紙1)少子高齢化等対応中小商業活性化事業状況説明書」を作成し、要望書とともに各経済産業局へ提出してください。

なお、特定非営利活動法人が事業実施者となる場合には、事業を実施する商店街等と連

名で申請すること、市町村等が作成した「(別紙3)NPO法人に対する意見書」を添付することが必要となります。また、社会福祉法人が事業実施者となる場合には、事業を実施する商店街等と連名で申請することが必要となります。

(2) 募集期間

平成19年2月13日(火)～平成19年3月7日(水)

上記期限内に市町村を通じ、所管の各経済産業局に提出してください。

6. 審査について

申請案件について、書面及び必要に応じて事業者の方などからヒアリングを実施し、以下の項目などを審査します。採否の決定は、採否の決定は、3月末頃になる見込みです。

事業要件

- ・事業の実施体制
- ・事業効果、数値目標の設定
- ・投資効果、事業の採算性、継続性 等

連携要件

- ・市町村等の条例、総合計画、行動計画との整合性が図られていること
- ・市町村等が実施する事業との連携が図られていること

7. 補助事業者の義務等

本補助金を受け事業を実施するに当たっては、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業者は、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況について報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、交付年度終了後の5年間、各年度における補助事業成果の状況を報告しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用

を図らなければなりません。

- (6) 補助事業者は、経済産業大臣が別に定める期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。(補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。)

また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。

- (7) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。